



三次市から市外へ転出される方へ

新しい住所に住み始めてから、14日以内に新住所地の市区町村役場で転入届をしてください。
(正当な理由なく14日以内に届出をされないと、過料に処せられる場合があります。)

○転出証明書の転出予定日以降は、三次市に住所がないものとして取り扱うこととなります。

○転入届に必要なもの

- ・ 転出証明書（マイナンバーカードをお持ちで転入届の特例の方は不要です）
- ・ 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、資格証明書（保険証）など）
- ・ マイナンバーカード（お持ちの方）

○以下の手続きは該当の方のみ必要です。（ご不明なこと等がありましたらお気軽にお尋ねください。）

該当する方	三次市での手続き	新住所地での手続き
マイナンバーカードをお持ちの方	転出届以外、手続きは不要です。 ただし、転出予定日でカードは使用できなくなるので、転入先でカードの継続利用手続きが必要です。ご本人が転入先へ来所できない場合は新住所の同一世帯員が手続きできます。	カードと数字4桁の暗証番号が必要です。転入日から必ず14日以内に転入と継続利用手続きを行ってください。本人が来所できない場合は新住所の同一世帯員の方が手続きできます。ただし、署名用電子証明書の英数字6～16桁の暗証番号の発行手続きができるのは本人のみですので、来所できない場合は、後日来所のうえ、発行手続きを行ってください。 ■ 次の時は、カードは利用できなくなります。 (1) 転出予定日から30日経過も転入届を行わない時 (2) 転入日から14日経過も転入届を行わない時 (3) 転入届出日から90日経過も継続利用手続きを行わない時 (4) 転入後、継続利用手続きを行わずに転出した時
外国籍の方	転出届以外、手続きは不要です。	在留カード/特別永住者証明書が必要です。
印鑑登録をしている方	印鑑登録証をお返しいたください。	必要な方は、新たに印鑑登録を申請してください。
国民年金に加入している方	手続きは必要ありません。	手続きは必要ありません。
国民健康保険に加入している方	資格確認書（保険証）をお返しください。転入日以降、資格確認書（保険証）は使えません。	加入手続きをしてください。非自発的失業による保険税の軽減を受けている方は、再度申請が必要です。
児童手当を受けている方	手続きは必要ありません。受給資格は転出予定日をもって消滅します。	転出（予定）日の翌日から必ず15日以内に新たに手続きが必要です。申請に必要なものを事前に転入先へお問い合わせください。
後期高齢者医療保険に加入している方	県外へ転出する方は資格確認書（保険証）をお返しいただき、負担区分証明書等をお受け取りください。	県外へ転出する方は負担区分証明書をお持ちください。
重度障害者/子どもひとり親家庭等医療費受給者資格者証をお持ちの方	資格喪失届を提出し受給者証をお返しください。	制度は市町村によって異なります。申請に必要な書類等は事前に転入先へお問い合わせください。
介護保険被保険者証をお持ちの方	介護保険証をお返しください。	要介護・要支援認定を受けている方は認定を受けていることを伝えて、申請手続きを行ってください。
小中学校の児童生徒	通学していた学校で在学証明書をお受け取りください。	在学証明書をお持ちください。

○転出を取り止めたときは、すみやかに転出証明書をお持ちになり、転出取消の手続きをしてください。

◆お問い合わせ先 三次市役所市民課市民窓口係 TEL(0824)62-6138 FAX(0824)63-2809